

10/13月祝海老名運動公園で 第10回スポーツ・レクリエーション フェスティバル開催

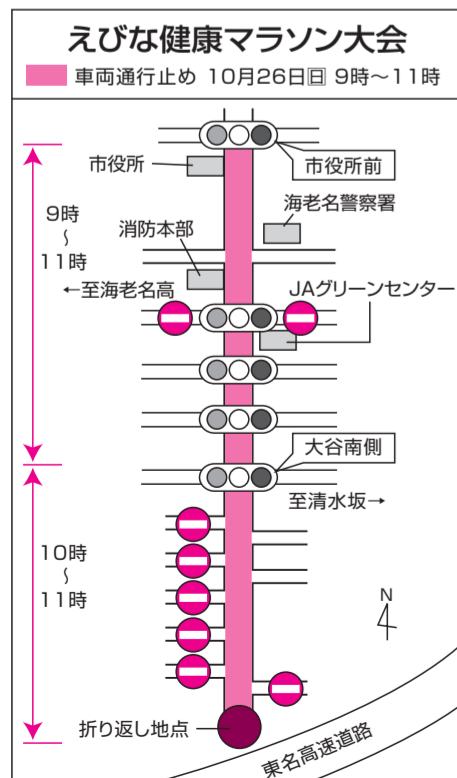
第10回スポーツ・レクリエーションフェスティバル プログラム

自由参加種目	時 間											会 場
	7時	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
開会式												体育館大体育室
弓道初心者体験												体育館弓道場
ビームライフ体験												体育館多目的室
タグ&ミニラグビー教室												陸上競技場
ターゲットパードゴルフ												プール横芝生広場
スタンブリー												体育館南側入口
エースをねらえ(ラケットを使う競技)												テニスコート
チャレンジゲーム(テニス)												／
クラウンドゴルフ												芝生広場
遠投競技												多目的広場
ベースランニング												／
ストラックアウト												／
スピードボールコンテスト												／
剣道教室												体育館剣道場
カローリング												体育館大体育室
バドミントン教室												／
水泳指導(初心者へのワンポイントレッスン)												屋内プール
フォークダンス												体育館多目的室
民謡												体育館小体育室

対抗種目	時 間											会 場
※事前申し込みが必要です。10月3日 までに事務局へ。観覧自由。	7時	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
第3回えびな玉入れ選手権												体育館大体育室
スローピッチソフトボール大会												野球場・多目的広場
ソフトバレーボール												体育館大体育室
世界記録に挑戦42.195kmリレー												陸上競技場
少年柔道大会												体育館柔道場

内容	時 間											会 場
※事前申し込みが必要です。10月3日 までに事務局へ。観覧自由。	7時	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
ごども自転車競技大会												メインゲート広場
健康コーナー(骨密度測定など・定員あり)												体育館エントランス
健康づくり課												

10/26日えびな健康マラソン大会 交通規制を行います



市役所前交差点～東名高速道路高架下

市では、「第3回えびな健康マラソン大会」を、10月26日(日)に実施します。これに伴い、マラソンのコースとなる市道海老名駅大谷線・市役所前交差点から東名高速道路高架下までは、9時～11時の間、車両通行止めとなります。また、この時間帯は、コースを横切る道路

市役所前交差点～東名高速道路高架下

市では、「第3回えびな健康マラソン大会」を、10月26日(日)に実施します。これに伴い、マラソンのコースとなる市道海老名駅大谷線・市役所前交差点から東名高速道路高架下までは、9時～11時の間、車両通行止めとなります。また、この時間帯は、コースを横切る道路



「親子ふれあい熱気球」も実施

巨大な熱気球から、親子で海老名のまちを眺めてみませんか。

▼受付(整理券配布)日時 10月13日(日) 7時～10時(整理券がなくなり次第終了)・中新田小学校中止

▼対象・定員 市内在住の小学生とその保護者。1名のみ配布可能。運動公園では受け付けできません。

10/13日祝7時～中新田小で整理券配布

先着200人(団体は6人まで可)の内容 晴天・無風の時は地上15m程度の高度で搭乗時間7分程度

▼費用 無料

▼その他 整理券は1枚のみ配布可能。運動公園では受け付けできません。

9月27日(日) 9時～11時

表1 平成20年度保険料の算定方法

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割額} + \left(\frac{\text{所得割額}}{\text{基礎控除額(33万円)}} \times \text{所得割率(7.45\%)} \right) \times \text{課税所得}$$

※課税所得は、平成19年中の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を控除した額である。所得割額は、課税所得から基礎控除額(33万円)を控除した額である。所得割率は、7.45%である。

※青色専従者給与等控除が適用されず

表2 年金から天引き(特別徴収)

年6回の年金の定期支払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。前年の所得が確定していない4月・6月・8月は、仮に算定した保険料額を天引きされ(仮徴収)、前年の所得が確定した後は、年間の保険料額から仮徴収分を差し引いた額が、10月・12月・2月の3期に分けて天引きされます(本徴収)。

○対象
老齢・退職(基礎)年金、遺族年金、障害年金が、年額18万円以上の方
※介護保険料との合計額が年金の2分の1を超える場合は天引きされません。
※複数の年金を受け取っている場合は、合算ではなく優先される年金が対象となります。
※平成20年4月から対象となった方には、特別徴収開始通知を4月上旬にお送りしました。

仮徴収			本徴収		
4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)

納付書または口座振替で納付(普通徴収)

7月中旬に市からお送りした納付書・口座振替で、年9回の納付期限までに納めます。

○対象
老齢・退職(基礎)年金、遺族年金、障害年金が、年額18万円未満の方など

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日	1月30日	2月28日	3月31日

※納付期限が土日祝のときは、金融機関の営業日(納期)となります

保険料の納付は簡単便利な口座振替で!

表3 後期高齢者医療で受けられる給付

○療養の給付(病気やけがの治療を受けたとき)
○入院時食事療養費(入院したときの食事代)
○入院時生活療養費(療養病床に入院したときの食事代・居住費)
○保険外併用療養費(差額を負担して医療を受けたとき)
○療養費
○訪問看護療養費(訪問看護サービスを受けたとき)
○移送費(緊急の入院や転院で移送が必要になったとき)
○高額療養費(1カ月に払った自己負担額が一定額を超えたとき)
○葬祭費(被保険者が死亡したときに、葬祭を行った方に対して支給されます)
○特別療養費

※いずれも申請は市役所へ。後日、広域連合から支給決定通知書が発送されます。

【平成20年4月新設の給付「高額介護合算療養費」】
高額な自己負担を軽減するため、医療保険と介護保険の自己負担額を合算した年間の合計額が、一定額を超える場合に「高額介護合算療養費」が支給されます。

表4 低所得者世帯に対する軽減

10月から軽減措置が拡大されました

●所得の低い方は保険料の「均等割額」が世帯の所得により、8.5割、5割、2割軽減されます。

被保険者本人と世帯主および同じ世帯の他の被保険者の総所得金額等	軽減割合	
	変更後	変更前
33万円を超えない世帯	8.5割(注1)	7割
33万円+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主は除く)を超えない世帯	5割	5割
33万円+35万円×被保険者数を超えない世帯	2割	2割

※軽減判定の対象となる総所得金額等の算定では、基礎控除(33万円)の控除はありません
※65歳以上の方に係る税法上の公的年金等控除を受けている方は、年金所得から15万円を控除した額で判定します

(注1)平成21年度から9割に変更されます

表5 被用者保険の被扶養者だった方に対する軽減

●対象
75歳以上の方(一定の障害があり、認定を受けた65歳以上の方を含む)で、後期高齢者医療の被保険者になる前日(平成20年3月31日または75歳の誕生日の前日)において、被用者保険(注)の被扶養者となっていた方

後期高齢者医療制度に加入後2年間は、所得割額が課税されず、均等割額が5割軽減されます。また、平成20年度の特別措置として、4月から9月までは、保険料の負担はありません。10月から21年3月までは保険料の9割が軽減されます。

なお、10月～21年3月分の軽減後保険料は、1,990円です。

(注)政府管掌保険や企業の健康保険、公務員の共済組合等、いわゆる「サラリーマン」の健康保険であり、国民健康保険は該当しません。

●神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局(☎045-440-6700) 保険年金課(☎235-4595)

お知らせ 後期高齢者医療制度 (長寿医療制度)

今年4月から始まった後期高齢者医療制度(長寿医療制度)について、対象者や保険料などの概要と、10月からの変更点などをお知らせします。

◇対象(被保険者)

後期高齢者医療制度(以下「本制度」)の被保険者となるのは、75歳以上の方(一定以上の障害があり、認定を受けた65歳以上の方を含む)です。これまでの医療保険(会社の健康保険や共済組合、国民健康保険等)から本制度の被保険者となります。

◇被保険者証

75歳になった方には、新しい「後期高齢者医療被保険者証」を送付しています。これから75歳になる方には、神奈川県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」)から保険証が届きます。

◇保険料と納付方法

保険料は、被保険者が均等に負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額との合計額で、被保険者一人一人が負担します。保険料の算定基準は、県内で同一です(表1)。

◇納付方法

納付方法は、年額18万円以上の年金を受給している方は、原則として年金からの天引きとなります(「特別徴収」)。なお、10月からは、口座振替に変更することもできます。詳しくは下記をご覧ください。

また、次の方は納付書または口座振替で納めてください(「普通徴収納付」期限等は表2参照)。

【納付書で納める方】
①年金受給額が年額18万円未満の方
②介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える方
③被保険者となる直前まで会社の健康保険(被用者保険)に加入していた方など

◇保険料の軽減措置

所得の低い世帯の被保険者の方は、均等割額が軽減されます。ただし、遺族年金や障害年金を受給中などの理由で、市民税の申告をしていない方は、軽減の対象外となりますので、必ず申告してください。

また、本制度に加入する直前まで会社の健康保険(被用者保険)の被扶養者であった方も、保険料が軽減されます。

◇医療の給付内容

医療の給付内容は、これまでの「老

◇健康診査を実施

市では、生活習慣病の早期発見・重症化の予防のため、被保険者を対象として、後期高齢者健康診査を実施しています。

◇納付方法の変更

10月から変わります
●納付方法を変更可能
●軽減措置を見直し
●被扶養者も負担可能

現在、保険料の納付方法が公的年金から天引きとなっている方で、次の

●対象(被保険者) 75歳以上の方(一定以上の障害があり、認定を受けた65歳以上の方を含む)
●保険料 被保険者一人一人が納付
●保険証 一人に1枚交付
●運営 神奈川県後期高齢者医療広域連合(県内すべて市町村が加入)

◇扶養されていた方も保険料を負担

い方は、軽減の対象外となりますので必ず申告してください。

●対象(被保険者) 75歳以上の方(一定の障害があり、認定を受けた65歳以上の方を含む)で、後期高齢者医療の被保険者になる前日(平成20年3月31日または75歳の誕生日の前日)において、被用者保険(注)の被扶養者となっていた方

後期高齢者医療制度に加入後2年間は、所得割額が課税されず、均等割額が5割軽減されます。また、平成20年度の特別措置として、4月から9月までは、保険料の負担はありません。10月から21年3月までは保険料の9割が軽減されます。

なお、10月～21年3月分の軽減後保険料は、1,990円です。

(注)政府管掌保険や企業の健康保険、公務員の共済組合等、いわゆる「サラリーマン」の健康保険であり、国民健康保険は該当しません。